

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出席	副 会 長	加 藤 勘 治	
欠席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	委 員	服 部 多惠子	
出席	委 員	荻 巢 征 夫	
出席	委 員	野 口 隆	
出席	委 員	藤 原 智	
出席	委 員	加 藤 薫	
出席	委 員	水 谷 善 一	
出席	委 員	黒 田 國 昭	
出席	委 員	中 野 英 孝	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	蜂須賀 時 夫	
出席	委 員	伊 藤 幹 雄	
出席	委 員	服 部 勝 明	
出席	委 員	横 井 博 昭	

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	立 松 春 雄	
出席	委 員	加 藤 清 治	
出席	委 員	小 林 義 昭	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	三 輪 清 博	
出席	委 員	村 上 守 國	
出席	委 員	野 口 ゆきゑ	
出席	委 員	井 戸 田幸夫	
欠席	委 員	安 田 秀 樹	
出席	委 員	佐 藤 武 司	
出席	委 員	古 野 正 史	
出席	委 員	石 垣 謙 治	
出席	委 員	野 田 峯 和	
欠席	委 員	堀 田 重 孝	
出席	委 員	服 部 政 良	
出席	委 員	植 田 秀 夫	
出席	委 員	中 島 義 雄	
出席	委 員	伊 藤 宗 雄	
出席	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

愛西市農業委員会 平成22年11月定例会議事録

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成22年11月19日(金)午前9時00分から 午前9時35分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員(34人)別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員(3人)別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>第1 議案第26号 農地法第3条関係</p> <p>第2 議案第27号 農地法第4条関係</p> <p>第3 議案第28号 農地法第5条関係</p> <p>第4 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について</p> <p>第5 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>第6 専 決 報 告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>第7 専 決 報 告 現況証明願</p> <p>第8 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書</p> <p>第9 その他</p> <p>6．農業委員会事務局職員 (3人)別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 鷲野継久、と係長 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p>
事務局長	<p>開会(午前9時00分)</p> <p>皆さんおはようございます、定刻になりましたので平成22年11月農業委員会定例会を始めたいと思います。それでは、愛西市農業委員会総会規則第5条により議事の進行は日永会長さんをお願いします。会長さん宜しく申し上げます。</p>
会長	<p align="center">〈会長あいさつ〉</p>
議長	<p>それでは、本日の出席者数は(37名中34名)で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p>

〈異議なしの声〉

それでは、議席番号 22 番 村上守國 委員、議席番号 23 番 野口ゆきゑ 委員を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 26 号	農地法第 3 条関係	9 件
議案第 27 号	農地法第 4 条関係	1 件
議案第 28 号	農地法第 5 条関係	9 件
決定第 9 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定 による当委員会の決定について	1 件
専決報告	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	9 件
専決報告	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出	1 件
専決報告	現況証明願	2 件
報 告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	4 件

議長

それでは、議案第 26 号 農地法第 3 条関係 9 件について事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します、1 ページをご覧ください。議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請

(番号 1 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読) 受人は申請地の隣接地に 689 m²の農地を所有しており、買い受ける事により農作業上、効率的に使用する事が出来ると言った理由により購入でございます。

(番号 2 番、3 番、同項目を同様に朗読) この 2 番 3 番につきましては、新規就農者に対する事前審査を会長始め地区委員、同席の上 11 月 16 日に行いました。農業に対する意欲及び営農計画等を聞き取りした結果、特に問題となる事が無かった事を報告させていただきます。

続きまして、**(番号 4 番、同項目を同様に朗読)** 父から生前贈与を受け、経営規模を確立し安定した農業基盤を基に営農を行う為の申請でございます。

(番号 5 番、同項目を同様に朗読) 登記地目の池沼につきましては、現場を確認しましたところ現況が田という事で農地法の適用を受ける事となります。

(番号 6 番、同項目を同様に朗読) 申請者は甥と叔父の関係で、地元で農業を行っている甥に無償で農地を譲る計画でございます。

(番号 7 番、同項目を同様に朗読) 相続等により農地を取得したが高齢の為、耕作が出来ない事により、今回贈与を行うとの理由でございます。

(番号 8 番、同項目を同様に朗読) 譲渡人は現在入院中であり後継者もいない為、近隣で農業を営む受人へ売買する計画でございます。尚、受人の耕作地が申請地と隣接する為、効率的に利用する事が出来るといった理由でござい

議長	<p>ます。</p> <p>(番号9番、同項目を同様に朗読) 受人の夫名義で申請地の隣接に4筆の農地を所有しており、申請地を購入する事により県道付の農地と成り効率的に営農が出来るといった理由でございます。</p> <p>以上9件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p> <p>只今、議案第26号 農地法第3条関係 9件について何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。 それでは、9件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続いて、議案第27号 農地法第4条関係 1件について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページをご覧下さい。(番号1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、申請者は土木建築業を営み、平成19年・20年に農地を購入及び借用し農業経営に従事している者で、現在の住宅は事務所付き住宅で農作物・農機具の保管場所及び増築スペースも無い為、及び同居の長男の結婚も決まり、この際、申請人が申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。 申請地は現居住地を含む団地に隣接し農地に与える影響も少ない事から最適地として選定したとの理由でございます。</p> <p>尚、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものであり、農地法第4条第2項に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
議長	<p>議案第27号 農地法第4条関係について何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいですか。 それでは議案第27号 農地法第4条関係 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

どうも有り難うございました、全員賛成と言う事で、県へ進達する事に決定いたします。

議案第28号 農地法第5条関係 9件について事務局より説明をお願いします。

事務局

失礼します、5ページをご覧ください。

(番号1番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容、申請理由・備考を朗読)内容につきましては、受人の現在の住まいは借家であり、相続にて取得した息子名義の農地に農家住宅を建築する計画でございます。

(番号2番、同項目を同様に朗読)始末書の内容につきましては、現在雑種地にて使用の為始末書が添付されています。内容は住所地にて中古車の販売を行っており中古車の保管場所として利用する為のものでございます。

(番号3番、同項目を同様に朗読)内容につきましては、申請地の道路の反対側で平成22年より物流を営み、今般、事務所及び駐車場として利用する為の申請でございます。

(番号4番、同項目を同様に朗読)この内容につきましては、平成18年に佐屋支店を開設し、今般、本社機能を移転する為の従業員とパートの駐車場を既存の駐車場に隣接する申請地に駐車場を構える計画でございます。

6ページをご覧ください。**(番号5番、同項目を同様に朗読)**始末書の内容は61番地2を庭敷地として既に利用している事により始末書が添付されております。内容につきましては、現在の住まいの68番地と申請地を利用し住宅及び駐車場として利用する計画でございます。

(番号6番、同項目を同様に朗読)内容は道路の反対側で建築業を営み型枠・足場等の資材及び事業用車両の駐車場として利用する計画でございます。

(番号7番、同項目を同様に朗読)内容につきましては、現在借家にて家族5人で住んでおり、今回、祖父の所有地に分家住宅を建設する計画でございます。

(番号8番、同項目を同様に朗読)内容につきましては、現在、愛西市内にて家族4人で居住しており駐車場不足の為、住宅地を物色していたところ、申請地の隣接352番地を購入する計画で、駐車場が無い為、隣接する申請地を駐車場として利用する計画でございます。

(番号9番、同項目を同様に朗読)始末書の内容は既に2分の1程度に砂利を敷いて駐車場として利用している為でございます。理由につきましては、現在受人はお茶とお花の教室を自宅にて行っており、生徒の駐車場が無い為、自宅が一番近い夫の所有農地を生徒の駐車場として利用する計画でございます。

以上9件につきましては、農地法第5条第2項の各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。以上でございます。

議長

只今、議案第28号 農地法5条関係 9件について説明させていただきます

	<p>した、何かご質問ございますか。</p>
中島委員	<p>2番の案件のコバヤシ自動車についてどういった計画なのか。</p>
事務局	<p>申請地にどういった物を配置するかですが、中古車を20台程度及び資材となる中古車15台、取り壊した部品を入れておくコンテナ10個程度配置した資材置場及び買って来た自動車の置場として利用する計画です。</p>
中島委員	<p>フェンスなどの周囲に迷惑が掛からない対策はありますか。</p>
事務局	<p>計画はございません、但し、両サイドが既に雑種地として使われております、尚、西側は隣の方が既に柵をしてあります。</p>
議長	<p>他宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは議案第28号 農地法第5条関係 9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました、全員賛成という事で県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして事務局から 決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について1番、借受人・貸付人・申請地所在、現況地目、面積・公告年月日、期間・作物名・権利の内容・新再設定を朗読)尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>只今、決定第9号についてご説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので市へ答申する事に決定いたします。

続きまして、

専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件
専決報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件
専決報告	現況証明願	2件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件

について事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをご覧ください、(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の届出者住所氏名・届出地・面積・権利の種類を朗読)

9ページをご覧ください、(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読)

10ページをご覧ください、(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、台帳地目、現況地目・面積・事由・備考・証明年月日を朗読)

11ページをご覧ください、(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読) 以上でございます。

議長

只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、何かご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか、それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました、全員賛成ですので、可決承認をさせていただきました。

これをもちまして、11月定例農業委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 (午前9時35分)

平成 22 年 11 月 19 日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 22 番委員 村 上 守 國

議事録署名者

議席番号 23 番委員 野 口 ゆき糸

その他

議長

- ・ 八開地区 農地パトロール報告をお願いします。
- ・ 農地パトロール報告。

吉川委員

続きまして、事務局より報告事項があれば。

議長

報告

事務局長

今月の農地パトロール 11 月 25 日（木）午後 1 時 30 分 佐織庁舎 2 階
第一会議室に集合をお願いします。

次回農地パトロール 佐屋地区 12 月 27 日（月）予定しております。

次回農業委員会 12 月 20 日（月）午前 9 時 立田庁舎 第一会議室

尚、1 月の農業委員会については開催時間を午後 4 時に変更させていただきます。

農業委員会日より編集委員会を本日の農業委員会終了後行います。

平成 22 年度愛西市農畜産物品評会の開催通知をお手元に配布させていただきました。品評会日時 平成 22 年 11 月 26 日（金）午後 2 時 00 分

品評会会場 あいち海部農協本店 3 階

表彰式日時 平成 22 年 11 月 27 日（土）午前 9 時 15 分

表彰式会場 あいち海部農協本店 アグリフェスタ会場内

普及センターからのチラシを配布させていただきました。

事務局からは以上です。

各委員の方から何かございましたら。

議長

中島委員

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）の関係で、農家への影響が農水省から出ております。農産物の生産額の減少が 40 数億程度、自給率が 40% から 14% でのもの凄い状況で、J A さんも愛西市などに意見書をあげる計画を聞いて

議長

います。菅政権が行おうとしているＴＰＰの関係は関税の撤廃で米が90%の影響を受ける、そういった関係で私もびっくりしました。要望として一つはまだまだ十分に知らされていない事が有り、農業委員会か農協が色々な形で集会などをお願いできればと思っておりますし、とにかく農業の関係では影響が出ますし、就業の関係では340万人の失業者が出る計算も出ております。その点では、このＴＰＰは農業にとっても、又、地域の農業経済にとっても影響がでますので、是非とも農業委員会でも集会などをしてこの問題には国に対して参加しないように是非して行きたいと思っておりますので、是非皆様のご協力をいただいて地域の農業を守って行きたいと思っておりますので宜しくお願いします。

中島委員は遅れて来られましたが、私も挨拶の中でお話させていただきまして、そして又、各議会も始まりますので定例会に合わせて、昨日、津島市・愛西市・弥富市・蟹江町・飛島村にてＴＰＰへの参加反対の請願書という事でお願いをして来ました。趣旨・考え方は同じだと思います。海部農協として管内の自治体へお願いして来ましたので、中島委員さんの言われる通りだと思っておりますので宜しくお願いします。

--	--